



Tax Alert

インドネシア

デロイト トーマツ税理士法人

2015 年 11 月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

税務目的の資産再評価に関するインドネシア財務省令 191 号(191/PMK.010/2015)

インドネシア財務省は納税者に対する新しい税務優遇策として税務目的の固定資産の再評価に関する新しい規制を発行した。固定資産の再評価について、以前は財務省令 79 号(79/PMK.03/2008: 以下「PMK79」)によって規制されており、再評価による新たな価値の増加に対して 10%のファイナルタックスが課せられていた。今回の新しい税制により、2015 年と 2016 年に固定資産の再評価に対する申請書を提出する納税者は、特別な税務措置、すなわちファイナルタックスの税率の減免を受けることとなる。税率の減免は納税者の固定資産の再評価に対する申請時期によって次のとおりで異なっている。

法人税の申告および納税時期	ファイナルタックス税率
2015 年 12 月 31 日以前	3%
2016 年 1 月 1 日以降 2016 年 6 月 30 日以前	4%
2016 年 7 月 1 日以降 2016 年 12 月 31 日以前	6%
2017 年 1 月 1 日以降	10%

新しい規制については、帳簿管理をしている会社および個人の納税者、さらに恒久的施設を有する者(Permanent Establishments)も申請することができ、また USD で記帳し過去 5 年以内に以前の PMK79 で資産を再評価している納税者も含まれている。今回の特別な税務措置は州の税務収入の獲得促進を目的としていることから、税務署への申請書の提出前に当該資産の再評価による法人税の支払をすることが要求されている。

再評価された資産が次の年数以内に移動または売却された場合には、追加の税金が発生する。

- カテゴリー1(耐用年数 4 年)または 2(8 年)の資産については新しい耐用年数の終了時まで
- カテゴリー3(耐用年数 16 年)または 4(20 年)の資産および土地・建物については 10 年以内

次の特定の要件においては、再評価資産を移動することは許容されている。

- 政府の方針や裁判所の決定によって決められた不可抗力
- 国税局長によって認可された M&A
- 重大なまたは修繕できない損害による除却

再評価による固定資産の価値増加部分については資本金に転換され法人税を免除することができるが、再評価資産に対する税務上の純額の帳簿価額または会計上の純額の帳簿価額との差額の少ない方が限度額となっている。

当該規制は2015年10月20日から適用される。当該特例の税務措置は期限があることから、会社は当該特例の税務措置による潜在的な便益を分析することが推奨される。

※当該新しい税務優遇プログラムの詳細についてはデロイトの担当者にお問い合わせください。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

本件に関する問い合わせ

Deloitte Indonesia ジャカルタ事務所

ディレクター 杉本 浩二 kojisugimoto@deloitte.com

シニアマネジャー 村山 大二 damurayama@deloitte.com

シニアマネジャー 長谷川 孝明 thasegawa@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。